

平成18年1月

## 検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
 この度、「保医発 第1226001号」により、下記の検査項目に検査  
 実施料が新設されましたのでご案内いたします。

敬白

### 記

適用日 : 平成18年 1月 1日から適用  
 検査実施料が新設された検査項目

検査項目名	実施料	判断料区分	診療報酬 点数表区分	備考
ペントシジン	130点	生化学的検査( ) (155点)	「D015」 血漿蛋白免疫学的検査 の「10」	ア. ペントシジンは、区分「D007」血液化学検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「3」の生化学的検査( )判断料を算定する。 ただし、検査料については、区分「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「10」に準じて算定できる。 イ. ペントシジンは、区分「D007」血液化学検査の「1」の尿素窒素(BUN)又はクレアチニンにより腎機能低下(糖尿病性腎症によるものを除く。)が疑われた場合に、3月に1回に限り算定できる。 ただし、区分「D286」肝及び腎のクリアランステスト(尿素又はクレアチニンを用いたクリアランステストに限る。)又はシスタチン C 精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン-測定	410点	免疫学的検査 (144点)	「D023」 微生物核酸 同定・定量検査 の「4」	ア. 結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン-測定は、区分「D015」血漿蛋白免疫学的検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「5」の免疫学的検査判断料を算定する。 ただし、検査料については、区分「D023」微生物核酸同定・定量検査の「4」に準じて算定できる。 イ. 結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン-測定は、診察又は画像診断等により結核感染が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。 ただし、区分「D023」微生物核酸同定・定量検査の「4」の結核菌核酸同定精密検査又は「6」の結核菌群核酸増幅同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

尚、現時点では上記項目の受託はお受けしておりません。